

小規模保育事業 B 型の設備及び運営に関する基準（認可基準）

項目	基準
① 最低基準の目的	<p>児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定により、町が条例に定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用乳幼児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする</p>
② 最低基準の向上	<p>町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>
③ 最低基準と事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 小規模保育事業者 B 型事業者（以下「事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。 3 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
④ 事業者の一般原則	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5 小規模保育事業所 B 型（以下「事業所」という。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
⑤ 保育所等との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び事業者による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児

	<p>童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（以下「保育内容支援」という。）を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該事業者にとって提供される保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 町長は、事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の(1)(2)の要件の全てを満たすと認めるときは、1の(2)の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 事業者と保育内容連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 2(1)(2)の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、1(1)に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p> <p>4 町長は、事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の(1)(2)の要件のいずれかを満たすと認めるときは、1の(2)の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</p>
--	--

	<p>ア 事業者と代替保育携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 町長が事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p> <p>5 4(1)(2)の代替保育連携協力者とは、1(2)に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の(1)(2)の区分に応じ、当該(1)(2)に定めるものをいう。</p> <p>(1) 家庭的保育事業を行う場所以外の場所で代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</p> <p>(2) 家庭的保育事業を行う場所で代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者</p> <p>6 町長は、次の(1)(2)のいずれかに該当するときは、1(3)の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、事業者による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の事業者による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 事業者による1(3)に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。(4(1)に該当する場合を除く。)</p> <p>7 4(2)の場合において、事業者は、次の(1)(2)の区分に応じ、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを1(3)に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p>
⑥ 非常災害	<p>1 事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p>

	<p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。</p>
⑦ 安全計画の策定等	<p>1 事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>
⑧ 自動車を運行する場合の所在の確認	<p>1 事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p>
⑨ 職員の一般的要件	<p>事業所において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>

⑩ 職員の知識及び技能の向上等	<p>1 事業者の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
⑪ 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	<p>事業者は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p>
⑫ 利用乳幼児を平等に扱う原則	<p>事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>
⑬ 虐待等の禁止	<p>事業者の職員は、利用乳幼児に対し、次の(1)から(4)に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(1) 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>(2) 被措置児童等にいじめつな行為をすること又は被措置児童等をしていじめつな行為をさせること。</p> <p>(3) 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による(1)(2)(4)に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>(4) 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>
⑭ 衛生管理等	<p>1 事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p>

	<p>3 事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>⑮ 食事</p>	<p>1 事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、事業所内で調理する方法(⑪により、当該事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p> <p>3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>5 事業者は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>
<p>⑯ 食事の提供の特例</p>	<p>1 次の(1)～(5)までに掲げる要件を満たす事業者は、⑭の1の規定にかかわらず、当該事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該事業所、その他の施設、保健所又は町等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養</p>

	<p>養分量の給与等により、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な養分量の給与等により、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町長が適当と認めるものの施設</p>
<p>⑰ 利用乳幼児及び職員の健康診断</p>	<p>1 事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、事業者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3 1の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は保育を委託する措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、事業者に勧告しなければならない。</p>

	<p>4 事業所の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>
⑱ 事業所内部の規程	<p>事業者は、次の(1)から(10)に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他事業の運営に関する重要事項</p>
⑲ 事業所に備える帳簿	<p>事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。</p>
⑳ 秘密保持等	<p>1 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p>
㉑ 苦情への対応	<p>1 事業者は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は保育を委託する措置に係る町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
㉒ 設備の基準	<p>小規模保育事業 B 型の設備の基準は、次のとおりとする。</p>

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所B型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所B型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所B型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と小規模保育事業所B型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所B型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

	<p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 小規模保育事業所 B 型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p>
<p>⑳ 職員</p>	<p>1 小規模保育事業 B 型事業所には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人</p> <p>(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童(保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して受け入れる場合に限る。(4)において同じ。) おおむね 15 人につき 1 人</p> <p>(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>㉑ 保育時間</p>	<p>小規模保育事業 B 型における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定めるものとする。</p>
<p>㉒ 保育の内容</p>	<p>事業者は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業 B 型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

②⑥ 保護者との連絡	事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
②⑦ その他	事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。